

あいち 分権通信

2022年12月
愛知県政策企画局
企画調整部企画課

「あいち分権通信」は、地方分権改革・道州制に関する話題や愛知県の取組をお届けするものです。今回は、地方分権セミナーの講演概要などをお伝えします。

§ 目次 §

- ✓ 2022年度愛知県地方分権セミナー結果概要 ……P.1
- ✓ トピックス ……P.10
 - ・自治体職員向け提案募集研修を実施しました



2022年度 愛知県地方分権セミナー結果概要

2022年10月19日に、愛知芸術文化センター（アートスペースA）の会場及びオンライン配信によるハイブリット形式で愛知県地方分権セミナーを開催しました。

今年度は、行政学、地方自治を御専門とされている、九州大学大学院法学研究院教授 嶋田 暁文氏を講師としてお招きしました。

講演では、地方分権により、地域において自律的に課題を解決し、それぞれの個性を生かして持続可能な社会をつくっていくための、自治体や住民のあり方についてお話いただき、県民の皆様や自治体職員をはじめ、多くの方に御参加いただきました。



セミナー会場の様子



嶋田教授

分権改革・自治体職員の働き方・住民参加～三つの連関に着目して～

九州大学大学院法学研究院教授 嶋田 暁文 氏

- 第1部 分権改革 ……P.2
- 第2部 自治体職員の働き方—その問題点と「壁」と乗り越え方 ……P.5
- 第3部 住民参加—分権適合型行政システムの構築 ……P.8
- おわりに ……P.9

【第1部 分権改革】

第1次分権改革の概要

1995年に成立した地方分権推進法、これが大きな起点となりました。1990年代初めの官僚・政治家の汚職事件などから、中央集権が問題視され、抜本的な解決策として分権改革の機運が高まり、1995年に地方分権推進法が誕生しました。その後、この法律に基づいて設置された地方分権推進委員会において、5次にわたる勧告が行われ、そして、関係法律475本の改正を内容とする地方分権一括法が2000年4月に成立します。この改革が第1次分権改革と一般的に言われています。

第1次分権改革の一番大きな成果、そして、自治体職員及び住民の方々が押さえておくべき最も重要なポイントは機関委任事務制度の廃止です。

第1次分権改革の最大の成果－機関委任事務制度の廃止－

機関委任事務制度とは、自治体の長等を国の下部機関に位置づけ、これに国の事務を委任し実施させる仕組みです。本来、国と自治体の関係は主従関係ではありませんが、この制度では自治体そのものが国の下部機関として位置づけられます。法令ではない、組織内部での規範に過ぎない通達が、その自治体までも拘束する仕組みになっていました。国側にとっては、自治体に対し事務の実施基準を作成し、これに従うことを求めたり、従わない場合には、裁判所への提訴を経て、主務大臣が事務を代行したりすることが可能でした。他方、自治体にとっては、原則として条例制定が認められず、通達に束縛されることになっていました。また、地方分権推進委員会においても、国と自治体と上下主従の関係に置いている点、知事等に自治体代表者としての役割と、国の地方行政機関としての役割との二重の役割を負わせていることから、自治体代表者としての役割に徹しきれない点等、多くの問題点が挙げられました。

このように、機関委任事務制度には様々な問題がありましたが、私は自治体事務全体の機関委任事務化(=機関委任事務体制)が最大の問題点だと考えます。機関委任事務は都道府県事務の7～8割、市町村事務の3～4割を占めるといわれていました。逆に言えば、これ以外は機関委任事務ではなかったわけですが、自治体現場では、何が機関委任事務で何がそうでないのか意識されておらず、結局全て機関委任事務と同じように運用されていました。そのため、何かあれば、わからないことがあれば、国に聞いて、国もまたそれに指示を出すという、本来対等であるはずの国と自治体との関係が上下主従関係になっており、そうした国からの口出しに対して自治体も従うという構造ができ上がっていました。

このようなことから、機関委任事務制度の廃止は、国と自治体との関係を抜本から改める、象徴的な出来事でした。しかし、私は、その意義が十分伝わっていないと感じています。

機関委任事務制度の廃止と事務の振り分け

機関委任事務廃止後は、一部は事務自体が廃止に、または、国の直接執行事務として吸い上げられましたが、ほとんどは自治事務(55%)と法定受託事務(45%)に振り分けられました。

地方分権という、国から自治体に仕事を移していくというイメージがありますが、機関委任事務制度の廃止はそういうものではありません。機関委任事務としてやっていた事務が、自治事務というものに性格が変わったと思ってください。

自治事務は、地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のものです。法定受託事務には2つの形があり、第1号法定受託事務と第2号法定受託事務に分かれます。第1号は都道府県、市町村又は特別区が処理することとされている事務

のうち、国が本来果たすべき役割があるもの。そして第2号は、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割にあるものです。

自治事務と法定受託事務の一番の大きな違いは、処理基準の有無です。自治事務には処理基準がなく、法定受託事務にはあります。国からの通達の取扱は、法定受託事務では処理基準という位置付けで、自治事務では単なる技術的助言になります。技術的助言ということは、必ずしも従う必要はないということです。逆に、法定受託事務であれば国からの通知の内容に従わなければならない。

また、国は、自治事務に対しては助言又は勧告、資料の提出の要求、協議、是正の要求までしかできませんが、法定受託事務に対してであれば、助言等に加えて代執行までできるとされています。これも大きな違いと言えます。

あじむ 安心院町（現大分県宇佐市）の事例

自治事務と法定受託事務の違いがどういう意味を持つのかを知っていただくために、2000年頃の大分県安心院町（現在は宇佐市）のグリーンツーリズム（農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）の事例を紹介します。安心院町は当時人口8000人弱の町だったのですが、住民の有志が集まって、高齢化や後継者不足を克服し農業を持続可能なものとするために、ヨーロッパで行われていた農泊（一般民家の空いた部屋に宿泊し、農山漁村の生活を体験するもの）に取り組むことになりました。

「町内どこでも1回泊まったら遠い親戚、10回泊まったら本当の親戚」というキャッチフレーズのもと、会員制の農泊を始めました。その結果、本当の親戚のおばあちゃんの家に泊まりに行ったかのような懐かしさや温かさが好評で、グリーンツーリズム



ム関連入込客数は、2004年以降年間1万人越え、直接経済効果は年間1億円といわれるほど、この取組は成功しました。また、この取組は、経済効果だけでなく、町のPR効果や女性の社会進出、農村としての「誇り」の回復等様々な効果ももたらしました。

ところが、報道で有名になればなるほど、大分県の本庁職員の間で、「旅館業法や食品衛生法上の許可をとっていないのではないか」と問題視されるようになりました。「いいことをやっているかもしれないが、ルールはルールである」ということです。しかし、これらの許可をとるためには、例えば、何百万円もかけて家を改造する必要などがあり、農家の間では対応が難しい状況にありました。

そこで、当時この事業をバックアップしていた河野洋一さんという安心院町の職員が、県に対して「守れ守れじゃなくて、できる方法を一緒に考えてください。まず前提として現場を見てください」と依頼し、実際に県の職員が農家を訪問することになりました。すると、農家の方のおもてなしや思いに触れた県職員の意識が変わり、なんとかしたいという気持ちが出るようになったのです。ただ一方で、法への対応の課題は残り、ここで初めて県が悩み始めます。



そこで、2002年3月初旬に、県生活環境部の部長が旅館業法の担当者と食品衛生法の担当者呼び出し、進捗を尋ねました。旅館業法の担当の橋本さんは、「検討しています」と。それを聞いた食品衛生法担当の森下さんは、『「検討している』というのは『何もしていない』ということもあるので、解決策はないんだな』』と思い、「うちも検討しています」と答えました。

しかし、その後、営農指導課の麻生さんが、東京で開催された研修会で、長野県のある農家等が安心院と同じ規模なのに旅館業法上の許可を取得していることを知ったのです。彼は、早速、長野県庁に問い

合わせ、その詳細を聞きました。すると、「旅館業法の客室面積基準は、法令で定められているが、その算定方法は通達で定められている。地方分権一括法により機関委任事務から自治事務となった事務では、通達は技術的助言に留まり、従う必要はない。どう算定するかは県に裁量がある。」ということでした。そこで、実際に安心院町の農家でも、縁側などを算定に入れば、基準をクリアできることが判明したのです。

その後、再び部長が二人を呼び出し、進捗を尋ねます。橋本さんは、機関委任事務制度の廃止により、県の裁量で基準をクリアできることを説明し、部長も「よくやった!」と褒めました。そこで、それを知らなかった森下さんは焦って、食品衛生法の許可をとるために必要な宿泊客専用のキッチンを形だけ整備してもらい、許可することを提案します。しかし、部長に「食品衛生法の目的はなんだ。衛生環境を良くすることだろう。使うわけではない形だけの設備を用意させて、費用も出させて。そんなバカな話ないだろうが。もう一回考えてこい!」と叱られてしまったのです。

部長に叱られた後、森下さんは別府の湯治にヒントを得て、お客さんが農家の方と一緒に調理し、食事する体験型にすれば食品衛生法の対象外となるのではないかというアイデアを思いつきました。

そして、大分県生活環境部長通知「グリーンツーリズムにおける農家等宿泊に係る旅館業法及び食品衛生法上の取扱について」が発出されたのは、2002年3月28日のことでした。農泊を継続できることを知った農家の方は抱き合っ、涙を流して喜んでくれました。

この安心院町の取組は全国に広まり、この大分県による行政上の判断が、日本におけるグリーンツーリズム元年であると言われてい



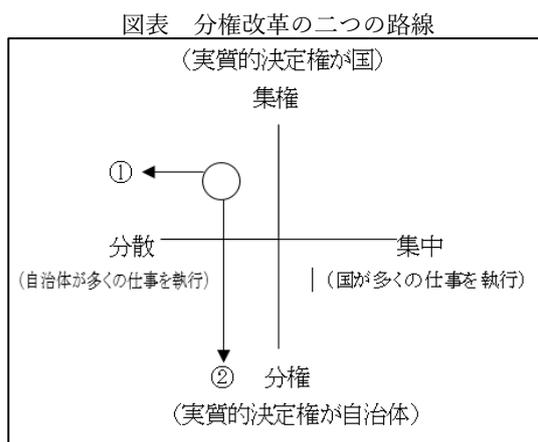
第1次分権改革の意義～広がった可能性～

この事例の旅館業法と食品衛生法における許可等の事務は、法定受託事務ではなく自治事務でした。客室面積基準等は法令で定められていますが、その算定方法は通知にしか記載がない。国の通知に従う必要性がなくなって、自由な判断ができるようになった、これが機関委任事務制度廃止最大の意味なのです。

ぜひ都道府県や市町村の職員の方には、自分がやっている仕事は法定受託事務なのか自治事務なのかを調べていただきたいです。自治事務なのか法定受託事務なのかを区別せず仕事をしていると、「念のため」法定受託事務と同じように、国の政策に従っておこう、という発想になりやすくなるのではないかと思います。

もちろん、今後さらに分権改革が進んでも、法令は重視しなければいけません。ただ、その解釈には本来一定の幅があります。これまでその一定の幅は国が発出している通知（通達）で規定されていましたが、少なくとも自治事務については、ここから解放されて、自分たちの判断でできるようになった、というのが第一次分権改革の最も重要なポイントです。

分権改革には下の図表のように、2つの路線があります。



日本では、法令に基づく事務の多くは自治体を通じて執行されていますので、集中分散の軸では、もともとかなり「分散」しています。一方で、分権改革前は、実質的決

定権は国にあったため、図表中の○の所に位置していると言えます。分権改革には、①の「仕事をもっと地方に分散させる」方向と、②の「決定権を自治体に移し、自由度を高めていく」という2つの方向性があります。第1次分権改革では、まさに②の方向へ進めることを実現させました。

ただ、注意していただきたいのが、それは可能性として広がったに過ぎず、それをどう生かすかは自治体次第ということです。2001年に解散した地方分権推進委員会も、最終報告において、「通達等は『技術的な助言』に一変しているのだから、これまでの事務事業の執行方法や体制を総点検し、行政サービスの質を向上させ得る方法や体制に変える余地がないか、真剣に再検討してほしい」と残しています。

この分権改革の成果を見事に生かしたのが安心院町ですが、こうした事例は希であると思います。

残された分権改革の課題

第1次分権改革は、左の図表中②の方向の改革であり、残りの部分が今後の課題として残されました。その後、補助金改革等の取組も行われましたが、自治体側の裁量拡大にはあまりつながりませんでした。とは言え、現在まで地方分権改革は続いており、第12次地方分権一括法まで成立したという状態です。

しかし、分権改革を求める自治体現場の声は決して大きくはありません。そもそも、分権改革の必要性が自治体自体に認識されていない。これが実態と考えます。また、安心院町のような分権改革の意義を具現化するような取組事例も極めて少ないです。

なぜなのか。地方六団体では「分権改革が不十分だから、成果につながらない」という主張（「未完の分権改革」論）もされていますが、私は、そうではなく、自治体職員の働き方と、それを取り巻く自治体行政システムのあり方に主な原因があるのではないかと考えています。

【第2部：自治体職員の働き方—その問題点と「壁」と乗り越え方】

従前の自治体職員の働き方の問題点

問題点1. 「変える」という発想自体の欠落、「変える」必要性の認識の欠如

自治体職員の働き方の問題点として、まず、一般的に、政策実施機能を担っている組織では、業務の執行に精一杯であることが多く、「ルールや基準を見直す」という意識そのものが欠落する傾向にあります。これは行政分野に関わらずですが、特に規制担当課においては、規制の正しさを前提に、その遵守を相手に求めることが通常なので、「ルールや基準を見直す」という発想が一層欠落しやすくなります。

そしてもう1つが、「変える必要性を認識できていない」ということです。よく現場では「特に問題を生じているわけではないのでルール等を変える必要がありません」と言われることがあります。問題は本当に問題が生じていないかどうか、なのです。

墨田区向島でのごみ収集業務の事例

本当に問題は生じていないのか、ということについて、1970年代の墨田区向島でのごみ収集の事例を紹介します。地区のごみの集積所に、布で作ったバラの造花がくくりつけられたごみ容器がありました。当時ごみ収集事務を行っていたある東京都職員が、「ごみ容器にまで造花をくくりつけるとは、なんて花好きな人なのだ。いったいどんな人が使っているのだろう」と興味をもち、実際にごみ出しの様子を見に行きます。

すると、そこに現れたのは視覚障害のある人でした。バラの造花は、おしゃれではなく、自分の捨てるべき容器が触ってわかるようにつけられたものだったのです。その職員は、「普段収集しているごみの向う側にある現実や問題を想像できていなかった」と気づかされました。



その後、視覚障害のある方や足の不自由な方の負担を減らすため、そういった方には職員自らが玄関先まで回収に行くことになりました。こうした取組は、現在も「ふれあい収集」という形で全国に広がっています。

問題点2. 「与えられた仕事をこれまで通りこなす」ことに終始

ごみ収集業務の事例は、現場に行ったから問題が生じていることに気づくことができたという話です。与えられた仕事をこれまで通りこなすことに終始していると、問題点を見つけることが出来ず改善することを考えないために、分権改革には結びつきません。

また、これは分権改革に関わらずですが、仕事の目的を問い直すことで「あるべき姿」を描きつつ、それと現実とのギャップを明らかにした上で原因分析を行い、問題解決をするという思考を身につける必要があると思います。この意識づけができていないと、分権改革には結びつきません。この結びつきについても、事例を紹介します。

元・墨田区役所職員・村瀬誠氏の仕事の仕方（銭湯の消毒基準違反の事例）

1970年代の墨田区の事例です。当時、銭湯事業者は基準を超えた消毒を行ってしまう傾向にありました。さらに、職員が行政指導しても、しばらくすると再び違反状態になっていることが続いていたのです。それに対し、当時保健師をしていた村瀬氏の先輩職員達は「あいつら全然遵法意識ないな。何度言っても繰り返し違反するんだよな。」と嘆くばかりでした。

しかし、村瀬氏は「なんで守ってくれないんだらう」と、銭湯事業者に話を聞いていきました。すると、銭湯事業者は「本当は遵守したいが、もしレジオネラ菌でも発生すると、営業停止になって生活ができなくなってしまう。それが不安でつい多めに消毒を入



れてしまう」ということだったのです。そこで、村瀬氏は、スライドを作って、基準の範囲内かつレジオネラ菌も発生しない消毒の手順について説明しました。

その結果、違反が少なくなり、わざわざ出向いて行政指導して回る必要性自体がなくなりました。

ここで考えていただきたい点は、「是正すべし」と行政指導を繰り返すだけでも、外形上「仕事」をしているように見えるということです。しかし、それは、「与えられた仕事をこなす」ことをしているだけであり、全く問題解決につながっていないという意味では「仕事」になっていないのです。この事例でいえば、業務の目的は「行政指導すること」ではなく、「銭湯事業者が基準を守ってくれること」です。でも、それが実際は達成されていない、このギャップが問題なのです。

そして、この問題はなぜ生じているのか、原因分析をしていくと、そのプロセスの中で、（上記ケースではそうではありませんでしたが）法律や国の通達がネックになっていることが多々あり得るのです。そうなった時に初めて、分権改革に結びついてくるのです。「現場の職員が分権を求めていること」、「分権の成果が現場で生かされていないこと」の原因は、こうした働き方ができていないことにあると考えます。

問題点3. 「できない理由探し」に終始

「できない理由探し」に終始するという問題点もあると考えます。例えば、自治体が観光マップを作る際に、「紹介する場所が恣意的になってしまうと不公平になるので問題だ」と「不公平論」による「できない理由探し」に終始する人がいます。他にも、「子どもの遊び場が減っているので里山を整備して遊び場にしようか」という意見が出た際に、「もしも子どもが怪我をしたらどうする。おまえが責任取れるのか」と「もしも論」によりできないという人もいます。

勘違いしていただきたいのですが、

「不公平論」も「もしも論」も重要です。ただし、それが「できない理由探し」で終わってはダメなのです。そうではなく、「できる方法」を考えられる職員が求められるのではないのでしょうか。例えば、観光マップの話では、専門家を交えた住民参加の場で、住民たちが主体となって掲載する場所を決めていけば、問題にはならないと思います。

働き方を変えていく上での「壁」

働き方を変えていくことが、分権改革の必要性を認識し、施策に生かしていくためのポイントですが、そこには壁があります。

自治体職員の多くは、国と横（＝近隣自治体の動向）と過去（＝前例）を見て仕事をすることが多いかと思えます。独自に新しいことをやろうとすると、従前と異なる対応をとることの説明が求められます。これを「準備完了費用」と呼んでいます。この費用がかかるために、そうした説明が求められない「これまで通り」に流れがちになります。留意すべきは、これは職員にやる気がないのではなく、合理的に仕事をしようと考えた結果としてそうなってしまうという点です。

また、自治体現場の疲弊、余裕のなさということも壁になっています。行政改革で地方公務員は減少しており、その一方で仕事量は増加していると言われていています。そのため、仕事に追われてしまっ、じっくり仕事のやり方を見直すというような余裕自体が自治体現場にないと考えています。

「壁」を乗り越えるために必要なこと

1. 余力を創り出す

「壁」を乗り越えるためには、まずは余力を創り出す必要があります。そのためには、『余分な仕事』はしないということが肝要であり、発想を転換する必要があります。このことを分かりやすく伝えるために私がしばしば取り上げるのが、次の問題です。

「ある日、急ぎの重大案件を抱えた某部長は、部下のA君とB君に下命することにした。その案件は、期限は明日の朝までで、合格ラインは80点であるとする。A君は、頭脳優秀な職員で、要領よく夕方5時までに仕上げ、さっさとアフター5を楽しみに帰った。出来ばえは85点であった。B君は、頭脳はあまり優秀ではないが、真面目で努力家で、徹夜して仕上げた。出来ばえは90点であった。さて、上司としてどちらにいい評価をつけるべきか。その理由も挙げよ」という問題です。

この問題のポイントは、「80点をとるのはさほど難しくはない。しかし、80点から5点刻みで上げていくために要する努力量というのは、100点に近づくほど大きくなる」（＝収穫逡減）という点にあります。つまり、「合格ライン80点」ということは、「最低限これだけはクリアしなければいけない」という意味であると同時に、「多大な労力を要するので、それ以上やりすぎるな」という意味をも含むと考えられるのです。とすれば、「B君の方がA君よりも5点高いから、B君の方を評価する」という回答はダメですが、「A君の方がB君よりも5点低いから、A君の方を評価する」という回答は合格ということになります。同じ時間をかけても得られる成果が減少していく「収穫逡減」を意識することが重要です。

行政の仕事には、100点満点でなければならない仕事も多いですが、上司のための資料作りなど、必ずしもそうでないものも少なからずあります。常に100点満点ばかりを目指すのではなく、時には80点を意識的に選び取ることが余力を創り出す上で不可欠となります。

そのためには、いわば「上司を上手に使ってあげる」ことも重要です。上司は広く全体を管理する立場で、必ずしも個別の業務に詳しいわけではありません。そういう時に、部下が「この資



料は必要でしょうか」と聞いたら、上司は「まあ必要かもな」と答えざるを得ない。するとどんどん資料が複雑になっていきます。そうではなく、業務に詳しい担当である自分から「必要な資料はこれとこれでもいいですね?」と、こちらの判断を確認するような聞き方をすることで、上司も回答しやすく、そこで了解を得られれば、安心して資料を減らすことができます。

また、会議のやり方の改善も、余力を創り出す上で重要です。議論する課題を事前に明確にしたり、何をどこまで決めるのか、またそのタイムスケジュール等を明確にしたりするなど、やり方を改善することで会議時間を短縮でき、余力を生み出すことにもつながります。

2. 根拠づけのための知恵とバックキャスト思考

一方で、余力を創り出しても、準備完了費用をどうするかという課題が残ります。これを解決するためには、知恵とバックキャスト思考が必要になります。

先ほど述べたとおり、何か新しい仕事を始めようとする、反発や批判が生じることから、合理的な説明ができなければなりません。それは簡単なことではないので、職員自身が勉強して能力向上を図ることも重要ですが、ネットワークを活用することも重要です。外部の専門家や専門人材の知恵をかりられる、そういった人たちに助けてもらえるようなネットワークを構築することで、自分だけでは解決できない課題も、素早く解決できるかもしれないからです。こうしたネットワークを作る機会、普段の仕事だけでなく、自治体学会や職員同士のネットワーク等にもあります。ぜひ、そういったところに積極的に参加していただきたいと思っています。

そして、準備完了費用を解決するためにもう一つ必要なことは、バックキャスト思考です。あるべき姿を描いた上で、「それを実現するために、今何をすべきか」を考えるとというのがバックキャスト思考です。

この思考で、使命感をもって、業務にあたっていくことが準備完了費用を解決につながります。

『リーダーシップの旅』(野田智義・金井壽宏、光文社新書、2007年)という本に、「夢なんか実現しっこないと言う人もいるが、実は夢しか実現しない」(159頁)という言葉が出てきます。これはいろいろな解釈ができると思いますが、このように、職員が夢を描いて、そのために何をすべきかを考えていかない限り、全て「とりあえず今回は」ということで、何も変わらない。実現するとすれば、それは夢しかないのだ、という意味だと私は解釈しています。

自治体職員の皆さんには、夢や、その仕事の目的は何なのか、この仕事を通じてどういう状況を作り出していくことが自分の任務なのか、ということを考えているのかを、ぜひ聞きたいです。これまで通り、先輩達がやってきた仕事の仕方をそのまま踏襲するだけであれば、本当にこれまで通りで何も変化は起きません。そうすると、分権改革には絶対に結びつきません。

【第3部:住民参加—分権適合型行政システムの構築】

地方分権を進めるには自治体職員の働き方を変える必要がありますが、これだけでは不十分で、人事制度や人事ローテーションのあり方改革などを同時に進めていく必要があります。さらに、住民参加の充実等を通じた分権適合型行政システムの構築が必要です。

分権適合型行政システムに不可欠な要素としての住民参加～二面関係から三面関係へ

自治体が独自の取組をする時に、住民から「これまで言ってきたことと違うじゃないか」と批判されてしまうことがあります。また、分権改革を通じて自己決定権の範囲が広がれば広がるほど、住民や各種団体からいろいろな要望・批判が噴出しかねません。この時、実質的に自治体職員たちだけ

で物事を進めようとする、自治体行政は立ち行かなくなってしまう。

例えば、実際の話ですが、2000年当時中核市になる予定であったA市において、中核市になることで、県からA市に事務移譲される予定となっていた児童扶養手当の受給資格の認定事務について、職員から次のようなコメントが聞かれました。

「認定基準は国が定めているが、例えば、事実婚と見なす際の別居者の訪問頻度については、現在（2000年当時）は県が決めている。これについて市民から苦情があっても、現在は「県が決めているから」と言える。しかし、認定事務を市がやるようになって、市独自の基準を設定したりすれば、責任は全部自分たちが負うことになり、もっと非難が強くなるはずである。それならば、国にもっと詳細な基準を作ってもらったほうが良い。」

このように、自己決定権の範囲が広がれば広がるほど、自治体行政現場の負担が大きくなるため、地方分権よりも中央集権のほうが良いと感じてしまうことがあるのです。

そうならないために、住民参加を行い、専門家も交えたオープンな場で議論し、決定していく必要性があります。そうすれば、非難が行政に対して過度に集中することは回避できるはずです。住民参加は、これまでの「住民対行政」という2面関係を、「住民対住民対行政」の3面関係に転換させる上で不可欠なのです。

また、自治体では人員配置や予算確保においても、国の法令等による配置基準や国の補助金を根拠に行うことも多く、先ほどの事例と同様に、分権改革が進むと機能不全が生じる可能性もあります。これらに関しても、国の基準等に代わる別の発想や新たな仕組み等、分権時代にふさわしい行政システム＝分権適合型行政システムを構築していく必要があります。

おわりに

以上のように、「分権改革」、「自治体職員」、「住民参加」は互いに関連しあっています。そのため、まず自治体職員の働き方の改革から始めるとともに、住民参加を通じて分権改革が進んでも円滑に行政運営ができる仕組みをつくり上げていく。そうしていく中で、分権改革の必要性が認識され、また、分権改革が生かされていくのではないかと考えています。

自治体職員の皆さんには、自らの働き方を見直し、地域のため、住民のためにがんばっていただきたいと思っています。（分権改革それ自体が目的になるべきではなく）そうした働き方の延長線上にこそ分権改革が意味を持つのだということを改めて最後に強調しておきたいと思います。

また、住民の皆さんにも、住民参加ということを通じて、分権適合型システムの一翼を担っていくという気構えをぜひ持っていただければと願っています。

トピックス

自治体職員向け提案募集研修を実施しました

地方分権セミナー終了後に、「地方分権改革に関する提案募集」方式の積極的な活用により、さらなる地方分権の推進を図るため、県内内各部局の地方分権担当者、県内市町村の地方分権担当者等を対象とした提案募集研修を開催しました。

職員が抱く「支障事例が思いつかない」、「かえって事務が増えてしまうのではないか」、「実際にはどんな事務をするのか」といったイメージや疑問を解消するため、内閣府地方分権改革推進室職員を講師としてお招きし、提案がしやすくなる環境づくりや実際の作業内容、スケジュール等について、事例を交えながら、わかりやすくお話をさせていただきました。



研修の様子



研修資料（抜粋）



○ ホームページ 分権型社会に向けて
URL <https://www.pref.aichi.jp/kikaku/bunken/index.html>
地方分権や道州制について、愛知県の主張・取組など最新の動向を紹介していますので、ご覧ください。

愛知県政策企画局企画調整部企画課
2022年12月発行
E-mail kikaku@pref.aichi.lg.jp
TEL (052) 954-6089 (ダイヤルイン)